

# AI 翻訳プラットフォームサービス 利用規約

実施 平成 30 年 6 月 1 日

(規約の制定)

- 第 1 条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより SaaS 型翻訳サービスである、AI 翻訳プラットフォームサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。
  - 3 本サービスの詳細は当社が当社の Web サイトに公開するマニュアル等に記載の通りとします。
  - 4 本規約において用いる用語の定義は以下の通りとします。

用語	意味
本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
利用文字データ	契約者が本サービス用設備に送信若しくは記録した文字データ、利用アプリケーションにより生成した対訳文字データ、及びそれらを再生成（再翻訳を含みます。）した文字データ。
原文ファイル	本サービスを通じて、利用者及びエンドユーザが入力したファイル
訳文ファイル	契約者が行った翻訳要求に基づき、本サービスが生成したファイル
ユーザ辞書データ	本サービスを通じて、利用者及びエンドユーザが入力したユーザ辞書のデータ
翻訳メモリデータ	本サービスを通じて、契約者が入力した翻訳メモリのデータ

(許諾の範囲)

第2条 当社は契約者に文章の翻訳を目的とした本サービスの利用権を許諾するものとします。本サービスの利用権は、譲渡不可、再許諾不可、かつ非独占的なものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、1ヶ月前までに通知することにより本規約及び本サービスを変更することができます。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上  
(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載、その他の適切な方法により周知します。

- 2 前項の定めにかかわらず、契約者の本サービスの機能の継続利用及び料金に影響がない場合、または緊急やむを得ない場合は、当社は事前の通知を要さず本サービスの変更を行えるものとします。
- 3 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用及び利用内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順番に従って承諾します。当社による申込者に対するメールの送信等による申込み完了の連絡をもって、契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断した時は、申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
  - (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
  - (3) 本サービスの申込者が第14条(利用停止)に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
  - (4) 申込み内容に虚偽の記載がなされたとき
  - (5) 申込者が日本国内に住所を置く法人(法人に相当すると当社が認めるものを含

みます。) でないとき

- (6) 申込者が本サービスの利用において、「外国為替及び外国貿易法」、これに関連する関係法令及び規則等（以下総称して「法令等」といいます。）、米国輸出管理規則（EAR）及びこれに関連する法令等、並びに輸出先の輸出管理に関する法令等に違反するおそれがあると当社が認めるとき
  - (7) 第 2 条（許諾の範囲）に定める許諾の範囲を逸脱した利用及び第 2 2 条（契約者の義務）に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - (8) その他当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 4 当社は本契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取り消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。
- 6 当社が申込み及び申込み内容の変更を承諾後、当社は契約者へ本サービスを提供する準備が完了次第、契約者に本サービス提供の開始日を通知するメール等を送信します。

#### （利用料金）

第 5 条 本サービスの利用料金は本規約別紙 1 「料金表」において定めるものとします。

#### （利用料金の支払義務）

- 第 6 条 契約者は、当社が第 4 条（申込みと承諾） 6 項により通知する利用開始日を含む月の翌月から起算して、契約の解約日を含む月までの期間について、料金の支払を要するものとします。
- 2 本サービスの料金の算定は本規約別紙 1 「料金表」に定めるところにより月額で算定するものとし、日割計算は行わないものとします。
  - 3 第 13 条（利用中止）に定める利用中止又は第 14 条（利用停止）に定める利用停止の期間中も、契約者は、本サービスに係る契約期間中の料金の支払を要するものとします。

#### （支払方法）

第 7 条 当社は、契約者に対し、本規約別紙 1 「料金表」に定めるところの利用料金につき、利用月（手続きに関する料金については当社が当該手続きを完了した日の属する月）の翌月 20 日までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

(延滞利息)

第8条 当社は、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払を行わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する権利を有するものとします。

(最低利用期間)

第9条 本サービスの最低利用期間は、別紙1「料金表」に定める通りとします。

- 2 契約者が本サービスの契約を最低利用期間内に解約又は変更する場合、契約者は別紙1「料金表」に定める金額の支払を要するものとします。
- 3 前項の定めにかかわらず、契約者が、第3条（本規約の変更）に定める本サービスの機能の継続利用に関わるサービスの変更及び料金の変更又は第21条（本サービスの廃止）に定める本サービスの一部又は全部の廃止を理由に本サービスの契約を解約する場合、当該変更又は廃止に関する当社による通知から10日以内に契約者が解約の申込みをした場合に限り、当社は契約者に前項に定める請求を行わないものとします。

(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

第10条 契約者は、契約者が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、その全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとします。

(契約者が行う本契約の解約)

第11条 契約者は、本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、解約しようとする日より13営業日前までに、当社に対して書面により申出を行うものとします。

(当社が行う本契約の解約)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解約することができるものとします。

- (1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき
- (2) 当社が指定する支払期日を経過してもなお、本サービスの利用料金を支払わないとき
- (3) 4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載し

たとき

- (4) 契約者が第 20 条（本サービスの日本国外での利用）1 項 1 号乃至 3 号の条件を満たさず日本国外で本サービスを利用したとき
  - (5) 強制執行若しくは執行保全処分又は競売の申立があったとき
  - (6) 第三者より差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産・民事再生・特別清算・会社更生手続き開始等の申立があったとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき
  - (7) 租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全処分を受けたとき
  - (8) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき
  - (9) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき
  - (10) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - (11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (12) 前各号に定めるほか、本規約に違反したとき
- 2 当社は前項の規定により本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用中止）

第 13 条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
  - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
  - (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
  - (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき
  - (5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要であると当社が判断する場合
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（利用停止）

第 14 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者への事前の通知をするこ

となく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 第 22 条（契約者の義務）の規定に違反したとき
- (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

- 2 当社は、契約者の本サービスへのリクエスト頻度、サーバーの繁忙状況その他当社の判断に基づき、契約者による本サービスの利用に制限を設けることができるものとします。

（データ等の取扱い）

第 15 条 第 18 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備等に保存されたデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（以下、「生成等データ」といいます。）が滅失若しくは毀損した場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。契約者は、自らが必要とする保存データ及び生成等データについてはバックアップ等の措置を行うものとします。

- 2 当社は、保存データ及び生成等データが漏洩した場合、又は漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に利用された場合、第 19 条（免責）第 4 項の範囲内で賠償するものとします。
- 3 生成等データについては、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。
- 4 契約者が入力した文字データ及び原文ファイルは、本サービスにより翻訳実行された後、本サービス用設備から消去されます。また、訳文ファイルは、本サービスを通じて契約者が訳文ファイルを削除すること、本サービスの自動削除設定により削除すること、若しくは第 17 条（データ等の削除）に定める当社指定の処理により、本サービス用設備から削除されます。

（データ等の利用）

第 16 条 当社及び本サービスの提供に必要な技術の一部を提供する株式会社みらい翻訳（以下、「みらい翻訳」といいます。）は、第 1 号に定める契約者の情報を、第 2 号に定める目的外では利用しません。

- (1) 利用する情報：契約者が入力したテキスト、用語等の文字データ・音声データ、本サービスの利用により生成した対訳等の文字データ・音声データ及びそれらを再生成（再翻訳を含む。）した文字データ・音声データ（以下これら

を総称して「サービスログ」といいます。) を統計的なデータ(文字数等に変換した不可逆なデータ)に加工したもの

- (2) 利用する目的: ①本サービスの維持運営、②本サービスの使用状況の計測・分析、③本サービスの障害・不具合時の調査・対応

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者の明示的な同意なくサービスログを機械翻訳への学習には利用しません。
- 3 当社は、当社の電気通信設備等の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営及び改善のため、当社の電気通信設備等に保存されたサービスログ及びアクセスログ等のデータを確認、分析、調査及び複製又は複製等必要な行為をすることができるものとします。
- 4 前項の規定によらず、当社は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で当社の電気通信設備に保存された契約者の情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当社は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を契約者に通知するものとします。

#### (データ等の削除)

第 17 条 第 21 条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条(契約者が行う本契約の解約)又は第 12 条(当社が行う本契約の解約)による本契約の解約があったときは、保存データを当社指定の方式により削除できるものとします。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

#### (責任の制限)

- 第 18 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じ)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因してその契約者に直接かつ現実に生じた損害を賠償するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限る)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る利用料金を発生した直接損害とみなし、その直接損害額に限り賠償するものとします。
- 3 当社が故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項に定める当社の責任の制限の規定は適用しないものとします。

(免責)

第 19 条 当社は前条に定める場合を除き、契約者に係る逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害等、一切の損害及び第三者に発生した損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとし、また、契約者は、本サービスの利用により、契約者が第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとし、

2 当社は、明示又は黙示を問わず、本サービス（本サービスにおける翻訳の正確性及び翻訳に要する時間を含みますが、これらに限られません。）の正確性、実現性、市場性、有用性、特定目的適合性、有効性及び本サービス利用による契約者の本サービス利用対象となる業務の改善可能性について保証するものではありません。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとし、

4 当社は、第 26 条（秘密の保持）第 1 項に定める契約者の機密情報が当社の債務不履行により第三者に漏洩し契約者が損害を被った場合、利用者に現実に発生した通常生ずべき損害につき、損害発生時点から最大 1 年遡った期間に契約者が本サービス利用料金として支払った金額を上限として、当社はその損害を賠償するものとし、当社の故意又は重過失による場合は、その限りではない。

5 当社は、当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、本サービスの利用により、契約者と第三者との間において生じた損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとし、

6 当社は、本規約の変更等により、契約者の自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとし、

(本サービスの日本国外での利用)

第 20 条 当社は、契約者が以下のすべての条件を満たす場合においては、契約者が本サービスの全部又は一部を別紙 2 で指定する日本以外の国・地域で利用する事を認めるものとし、

(1) 契約者が日本国法により輸出または技術の提供を禁止されている者ではないこと、又は、経済産業省が定める外国ユーザリスト若しくは米国法で定める Denied Persons List 等に掲載されている者ではないこと（以下、「取引禁止者若



しくは取引禁止企業」といいます。)

(2) 本サービスまたは本サービスを利用して提供する契約者のサービスを禁輸国又は貿易制裁国の企業、居住者、取引禁止者若しくは取引禁止企業に対し利用させないこと。

(3) 本サービスを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造または使用のために利用しないこと

- 2 日本国外からの本サービスの利用に際し、契約者は日本及び当該国、当該地域の法律や当該国政府の指導に従うものとし、日本国外での本サービスの利用に係る契約者の法的責任につき当社は責任を負わないものとします。また当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、日本国外で本サービスを利用できない事象若しくは相当の処理遅延が発生する事象について、当社は責任を負わないものとします。
- 3 別紙2で指定のない国・地域での利用を希望する場合には契約者が自身で技術輸出に係る手続きを行うこととします。尚、契約者自身で技術輸出に係る手続きを行った場合の利用について、当社は責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

- 第21条 当社は、当社の判断により本サービスの一部又は全部の廃止を行うことができるものとします。
- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
  - 3 当社は、本サービスの一部又は全部の変更又は廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
  - 4 当社は第1項の規定により本サービスの一部を廃止する場合には第3条（本規約の変更）に定める方法によるものとし、全部を廃止しようとするときは、その4ヶ月前までに、あらかじめ契約者に通知するものとします。

(契約者の義務)

- 第22条 契約者は本条に定める事項を遵守するものとします。
- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
  - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等を行わないこと
  - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
  - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
  - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為を行わないこと
  - (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
  - (7) 別紙1「料金表」にて複数人での利用を禁じているIDを複数人で利用しないこと
  - (8) 「外国為替及び外国貿易法」、これに関連する関係法令及び規則等（以下総称して「法令等」といいます。）、米国輸出管理規則（EAR）及びこれに関連する法令等、並びに輸出先の輸出管理に関する法令等に違反しないこと
  - (9) 第2条（許諾の範囲）に定める目的以外に本サービスの利用をしないこと
  - (10) 本サービスが出力したデータを、直接的又は間接的に機械学習のための学習データとして用いないこと
  - (11) その他、法令、本契約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスその他のサービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
  - (12) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
  - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。ただし、当該義務違反が当社の指示に基づく場合はこの限りではありません。
  - 4 契約者は、本サービスに係るID/パスワード等当社より契約者に対して発行する認証情報を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせるはなりません。当社は、ID/パスワード等当社より契約者に対して発行する認証情報の一致を確認した場合、当該ID/パスワード等当社より契約者に対して発行する認証情報を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなして取り扱うものとします。
  - 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者の本サービスへのアクセスを制限する等必要な措置をとることができるものとします。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
  - 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限り

ではありません。

(契約者に対する通知)

第 23 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が本サービス利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバーに到達した時又は FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が本サービス利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) 第 3 条（本規約の変更）1 項及び第 21 条（本サービスの廃止）4 項に定める通知についてはメール、郵送等により通知されたことを契約者が容易に認識できる方法で行うものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(本サービスに係る知的財産権の帰属等)

第 24 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、取扱マニュアル、個別辞書等を含むがこれらに限られない。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次の通り取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと

3 当社は本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証いたしません。

- 4 本サービスの利用が第三者の保有する知的財産権その他の権利を侵害しているとして、契約者が、第三者より請求、警告、訴えの提起等（以下「紛争」といいます。）を受けたときは、紛争が当社の帰責事由に起因する場合を除き、契約者の費用及び責任において紛争を処理・解決するものとし、また、当社又は契約者は他方当事者が紛争を処理・解決するにあたり、合理的に可能な範囲で他方当事者に協力するものとし、本項に定める場合を除き、当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について責任を負わないものとし、
- 5 契約者は、本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していること又はそのおそれがあることを知った場合には、速やかに当社に連絡するものとします。

（個人情報の取扱い）

- 第 25 条 当社は、本サービスの提供にあたり、取得した個人情報については、本規約に定めるほか、当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に基づき取り扱うものとします。
- 2 日本国外の情報法等に係る規定は別紙 3 に規定します。

（秘密の保持）

- 第 26 条 契約者及び当社は、本規約に関連して相手方から開示された機密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に公表、漏洩し、又は本サービスの契約履行の目的以外に使用してはならないものとします。本規約において「機密情報」とは以下のものを指します。
- (1) 契約者が本サービスを利用するために本サービス用設備に送信、記録されたデータ及び本サービスの保守・運用を目的として契約者から当社が受領したユーザ ID、利用文字データ、原文ファイル、訳文ファイル、ユーザ辞書データ並びに翻訳メモリデータ
  - (2) 本契約を通じて知り得た相手方の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、
    - ① 機密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報、又は
    - ② 口頭で開示され、(a) 開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、(b) 開示後 14 日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報をいいます。
- 2 ただし、次に掲げるものは機密情報には含まれないものとします。
    - (1) 開示の時に公知である情報

- (2) 受領当事者への開示後に受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報
  - (3) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (4) 受領当事者が開示当事者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報
  - (5) 開示当事者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報
- 3 いずれの当事者も、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を相手方に通知するものとします。
- 4 本条に定める義務は、本サービスの利用契約が終了した日から1年間、引き続き有効に存続するものとします。

#### (反社会的勢力の排除)

第27条 契約者は、現在、自社又は自社の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、共生者、暴力団等親交者、その他これらに準ずる反社会的団体又は勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないこと並びに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、契約者が反社会的勢力であること又は第 1 項各号及び第 2 項各号の一に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、契約者の調査を行うことができ、契約者はこれに協力するものとします。また、契約者は、自らが第 1 項各号及び第 2 項各号の一に該当する又はそのおそれがあることが判明した場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
- 4 当社は、契約者が前三項のいずれかに違反した場合は、契約者の有する期限の利益を喪失させ、また通知又は催告等何らの手続きを要することなく、契約者に対する書面による通知により、直ちに利用規約等の名称を問わず、契約者からの全ての申込みの全部又は一部を解約することができるものとします。
- 5 当社は、前項に基づく解約により契約者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

(不可抗力)

- 第 28 条 地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当社の合理的な管理を超える事由（以下「不可抗力」という。）により、本規約に基づく当社の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当社は契約者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。
- 2 前項により、契約者が過大な損害を蒙る場合は、当社と契約者はその負担について協議の上、解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

- 第 29 条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

- 第 30 条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分及びその他の条項は、引き続き完全に効力を有するものとします。
- 2 当社による本規約上の権利の不行使は、当該権利の放棄とはみなさないものとします。

(準拠法)

第 31 条 本規約に関する準拠法は日本法とします。ただし、法の適用に関する通則法及び国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとします。

(存続条項)

第 32 条 第 8 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 22 条 2 項、第 24 条、第 26 条、第 29 条乃至第 31 条の規定は、本契約の有効期間の終了後も有効とするものとします。

2 本契約において発生した一方当事者の他方当事者に対する金銭債務は、本契約の終了により免除されないものとします。

附 則 (平成 30 年 5 月 29 日 A C A I 00349729 号)

(実施期日)

1 この規約は、平成 30 年 6 月 1 日から適用します。

附 則 (平成 30 年 7 月 12 日 A C A I 00367865 号)

(実施期日)

1 この規約は、平成 30 年 7 月 19 日から適用します。

附 則 (平成 30 年 8 月 28 日 A C A I 00383530 号)

(実施期日)

1 この規約は、平成 30 年 9 月 1 日から適用します。

附 則 (平成 30 年 12 月 7 日 A C A I 00424801 号)

(実施期日)

1 この規約は、平成 30 年 12 月 12 日から適用します。

附 則 (平成 31 年 1 月 31 日 A C A I 00445710 号)

(実施期日)

1 この規約は、平成 31 年 2 月 4 日から適用します。

附 則（令和元年 5 月 22 日 A C A I 00498521 号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和元年 5 月 27 日から適用します。

附 則（令和元年 6 月 20 日 A C A I 00510520 号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和元年 7 月 3 日から適用します。

附 則（令和元年 10 月 1 日 A C A I 00549245 号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和元年 10 月 1 日から適用します。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 A C A I 00630739 号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和 2 年 3 月 31 日から適用します。

附 則（令和 2 年 6 月 9 日 A P S A I 00657508 号）

（実施期日）

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 15 日から適用します。



附 則 (令和 2 年 8 月 2 8 日 A P S A I 00683585 号)

(実施期日)

- 1 この規約は、令和 2 年 8 月 3 1 日から適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に当社が改正前の A I 翻訳プラットフォームサービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規制実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約	AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約
契約者	IP アドレス認証タイプ タイプ 1 (IP アドレス 認証あり) 契約者

附 則 (令和 2 年 9 月 1 4 日 A P S A I 00686411 号)

(実施期日)

- 1 この規約の適用期日はご契約のプランに応じて異なります。各プラン毎の適用期日は以下のとおりです。

適用対象	適用期日
ベーシックプラン契約者	令和 2 年 9 月 1 4 日
ビジネスプラン契約者	令和 2 年 9 月 2 4 日
エンタープライズプラン契約者	令和 2 年 9 月 2 8 日

附 則 (令和 3 年 3 月 24 日 A P S A I 00765684 号)

(実施期日)

- 1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から適用します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に当社が改正前の A I 翻訳プラットフォームサービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規制実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約	AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約
契約書・法務モデルオプション	法務・財務モデルオプション

## 別紙1「料金表」

### 通則

#### (端数処理)

- 1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (消費税相当額の加算)

- 2 第6条の規定により料金表の定める料金の支払を要するとしている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額（料金表において括弧内の価格）とします。なお関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

#### (料金の算定)

- 3 契約者は料金表第1表に定める単位ごとに、第5条に定める方法により算定した料金の支払うこととします。

#### (最低利用期間)

- 4-1 ベーシックプランをご利用の場合、当社が本サービスの利用にあたって契約者に通知する利用開始日を含む月から11暦月後の月の1日までを最低利用期間とします。ただし、「トライアル(10ID)」メニューにはこれを適用しません。なお最低利用期間中に同一メニュー内でID数の変更及びオプションメニューの追加/変更/削除があった場合においても、最低利用期間は変更しないものとします。
- 4-2 ビジネスプラン及びエンタープライズプランをご利用の場合、当社が本サービスの利用にあたって契約者に通知する利用開始日を含む月から、1年契約の場合は11暦月後の月の1日までを、3年契約の場合は35暦月後の月の1日までを最低利用期間とします。1年契約の場合、最低利用期間満了日の13営業日前までに、変更又は終了の申し出がない限り、最低利用期間満了日の属する月の翌日より1暦月毎に契約が更新されるものとします。また、3年契約の場合は、最低利用期間満了日の13営業日前までに、変更又は終了の申し出が無い限り、最低利用期間満了日の属する月の翌月をもって最低利用期間が再設定されるものとします。
- 4-3 プランの変更及びビジネスプラン又はエンタープライズプランの契約期間の変更を行った場合、契約者に新たに通知する利用開始日を起算日とし、当該変更後契約に係る

最低利用期間を設定します。

(最低利用期間中の解約・変更時の費用の支払い義務)

5-1 ベーシックプランをご利用中の契約者が以下に定める解約又は変更を行う場合、以下に定める費用の支払いを要するものとします。

(1) 本サービスの契約を最低利用期間内に解約する場合、契約者は、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を当社が別に通知する期日までに一括して当社に支払うものとします。

(2) 契約者が最低利用期間内に本サービスの契約の変更を行う場合であって、当該変更後の月ごとの利用料金が当該変更前より減少する場合、契約者は当該減額分の金額に当該変更が効力を発生した日から最低利用期間満了日までの月数を乗じた金額を当社が別に通知する期日までに当社に一括して支払わなくてはならないものとします。

5-2 ビジネスプラン又はエンタープライズプランをご利用中の契約者が最低利用期間中に本サービスの解約又は1年契約から3年契約への契約期間の変更、もしくは他のプランへの変更をする場合、以下に定める場合を除き、最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する金額を当社が別に通知する期日までに当社に一括して支払わなくてはならないものとします。

(1) 1年契約から3年契約に変更する場合で、1年契約のvGPU数以上のvGPUを3年契約で利用する場合

(2) 1年契約から他のプランに変更する場合で、変更後の月ごとの料金が増額する場合

料金表 第1表

1-1 利用料

1-1-1 ベーシックプラン

ベーシックプランとは複数の契約者と翻訳エンジン設備を共有した形で提供する形態であり、専用学習やその他のカスタマイズを許容しないプラン。なお本プランのIDは1IDあたり1名のみ利用できるものとし、複数人での利用（プログラムを経由し、IDを共用する場合を含みます）を禁止します。本プランを利用する場合、利用人数以上のID数を申込みものとします。

メニュー	ID数	単位	1年契約の価格(税込価格)
基本メニュー	10まで	月ごとに	80,000円 (88,000円)
	15まで	月ごとに	102,000円

			(112,200 円)
	30 まで	月ごとに	192,000 円 (211,200 円)
	100 まで	月ごとに	560,000 円 (616,000 円)
	100 以降 (5ID 毎に)	月ごとに	28,000 円 (30,800 円)
多言語オプション	10 まで	月ごとに	40,000 円 (44,000 円)
	15 まで	月ごとに	51,000 円 (56,100 円)
	30 まで	月ごとに	96,000 円 (105,600 円)
	100 まで	月ごとに	280,000 円 (308,000 円)
	100 以降 (5ID 毎に)	月ごとに	14,000 円 (15,400 円)
法務・財務モデルオプション	10 まで	月ごとに	16,000 円 (17,600 円)
	15 まで	月ごとに	20,400 円 (22,440 円)
	30 まで	月ごとに	38,400 円 (42,240 円)
	100 まで	月ごとに	112,000 円 (123,200 円)
	100 以降 (5ID 毎に)	月ごとに	5,600 円 (6,160 円)
トライアル	10ID	1ヶ月間	無償
<p>・トライアル (10ID) を除く各メニューについては組み合わせでの提供を行う事ができます。</p> <p>例) 10ID と 15 ID を組み合わせた場合 25ID の提供を行う。</p> <p>その場合、価格は 80,000 円+102,000 円=182,000 円 (いずれも税抜価格) と算定します。</p> <p>・トライアル (10ID) については、特に当社が認める場合を除き、同一法人につき一度限りの提供とします。</p> <p>・ベーシックプラン契約者が、ビジネスプランに移行する際には、アカウント情報、個別辞書設定内容、メモリ等の情報を引き継ぐことができます。</p>			

- ・多言語オプションは、基本メニューの日⇄英翻訳、日⇄中(簡体字、繁体字)翻訳に加えて22言語ペアでの翻訳を可能とするオプションサービスです(以下、ビジネスプラン、エンタープライズプランにおいても同じ)。
- ・法務・財務モデルオプションは、契約書や法令等の法務文書、財務諸表等や有価証券報告書等の財務文書の専門分野に特化した翻訳エンジンを提供するオプションサービスです(以下、ビジネスプラン、エンタープライズプランにおいても同じ)
- ・多言語オプション及び法務・財務モデルオプションはそれぞれ基本メニューでご契約いただいたID数を上限として、利用するユーザーID数を選択の上、ご契約いただくことができます。
- ・多言語オプション及び法務・財務モデルオプションのご利用に際しては各オプション毎にそれぞれ申込が必要となります。
- ・多言語オプション及び法務・財務モデルオプションの最低利用期間は、別紙1「料金表」通則第4条(最低利用期間)にかかわらず、利用にあたって契約者に通知する当該オプションの利用開始日の翌暦月1日までとします。基本メニューの契約期間が多言語オプション、法務・財務モデルオプションの最低利用期間内に満了する場合は、お申込みいただけません。

### 1-1-2 ビジネスプラン

ビジネスプランとはお客様に専用の翻訳エンジンサーバを提供する形態であり、専用学習やその他のカスタマイズを許容するプラン。ただしフロントサーバやテキスト抽出機能は共有設備での提供となります。1年契約と3年契約のいずれかの契約期間を選択できます。本プランはID単位での提供ではなく、下記vGPU数単位での提供となります。

	メニュー (vGPU数)	単位	1年契約の価格 (税込価格)	3年契約の価格 (税込価格)
基本メニュー	2vGPU	月ごとに	1,400,000円 (1,540,000円)	1,150,000円 (1,265,000円)
	4vGPU	月ごとに	2,550,000円 (2,805,000円)	2,050,000円 (2,255,000円)
	6vGPU	月ごとに	3,700,000円 (4,070,000円)	2,950,000円 (3,245,000円)
	8vGPU	月ごとに	4,750,000円 (5,225,000円)	3,800,000円 (4,180,000円)
	10vGPU	月ごとに	5,800,000円 (6,380,000円)	4,650,000円 (5,115,000円)

				円)
	12vGPU	月ごとに	6,750,000 円 (7,425,000 円)	5,450,000 円 (5,995,000 円)
	以 降 +2vGPU 毎に	月ごとに	950,000 円 (1,045,000 円)	800,000 円 (880,000 円)
多言語オプション	1 契約毎に	月ごとに	1,150,000 円 (1,265,000 円)	900,000 円 (990,000 円)
法務・財務モデル オプション	1 契約毎に	月ごとに	1,150,000 円 (1,265,000 円)	900,000 円 (990,000 円)
備考				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベーシックプランからビジネスプランへの変更を行う場合にはアカウント情報、個別辞書設定内容、メモリ等の情報を引き継ぐことが出来ます。ビジネスプランからベーシックプランへの変更において、情報引き継ぎはできません。</li> <li>・最低利用契約中に 3 年契約から 1 年契約への区分変更及び GPU 数の減少はできないものとします。・多言語オプション及び法務・財務モデルオプションのご利用に際しては各オプション毎にそれぞれ申込が必要となります。</li> <li>・多言語オプションおよび法務・財務モデルオプションの最低利用契約期間は基本メニューのご契約に準じます。</li> </ul>				

### 1-1-3 エンタープライズプラン

エンタープライズプランとはお客様に専用の翻訳エンジンサーバを提供する形態であり、専用学習やその他のカスタマイズを許容するプラン。フロントサーバやテキスト抽出機能も専用設備での提供となります。1 年契約と 3 年契約のいずれかの契約期間を選択できます。本プランは ID 単位での提供ではなく、下記 vGPU 数単位での提供となります。なお価格については当社が別に提示するものとします。

	メニュー (vGPU 数)	価格
基本メニュー	2vGPU	別途提示
	4vGPU	
	6vGPU	
	8vGPU	
	10vGPU	
	12vGPU	
多言語オプション	1 契約毎に	別途提示

法務・財務モデルオプション	1 契約毎に	別途提示
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のプランからエンタープライズプランへの変更、又はエンタープライズプランから他のプランへの変更において、アカウント情報、個別辞書設定内容、メモリ等の情報引き継ぎはできません。</li> <li>・12vGPU 以上利用する場合は、2vGPU 毎の追加とします。</li> <li>・最低利用契約中に 3 年契約から 1 年契約への区分変更及び GPU 数の減少はできないものとします。</li> <li>・多言語オプション及び法務・財務モデルオプションのご利用に際しては各オプション毎にそれぞれ申込が必要となります。</li> <li>・多言語オプションおよび法務・財務モデルオプションの最低利用契約期間は基本メニューのご契約に準じます。</li> </ul>		

### 1-2 VPN 接続オプション

VPN 接続オプションとは、ビジネスプラン及びエンタープライズプランを利用中の契約者に、当社が提供する Arcstar UniversalOne 経由で本サービスに接続する機能を提供するオプション。本オプションの利用には、別途 Arcstar UniversalOne を契約をしている必要があります。

メニュー	単位	価格 (税込価格)
VPN 接続オプション	月ごとに	300,000 円 (330,000 円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・VPN 接続オプションをお申込みいただける Arcstar UniversalOne はビジネスプラン・エンタープライズプランと同じ代表契約者名である必要があります。</li> <li>・VPN 接続オプションの最低利用期間は、利用にあたって契約者に通知する利用開始日の翌暦月 1 日までとなります。ビジネスプラン・エンタープライズプランの契約期間が VPN 接続オプションの最低利用期間内に満了する場合はお申込みいただけません。</li> <li>・IP アドレス認証タイプでタイプ 2 をお申込みの場合は VPN 接続オプションをお申込みいただけません。</li> </ul>		

### 1-3 IP アドレス認証タイプ

いずれのプランにおいても、収容する環境が異なる 2 つのタイプのいずれかを選択いただけます。

タイプ	単位	価格 (税込価格)
タイプ 1 (IP アドレス認証あり)	月ごとに	各プランの基本メニューに 含む
タイプ 2 (IP アドレス認証なし)	月ごとに	各プランの基本メニューに 含む

- ・いずれのプランにおいても、タイプの変更はすることができません。
  - ・タイプを変更する場合は、ご利用中の契約を解約のうえ、新たにご契約いただく必要があります。
- なお、ご利用中の契約が最低利用期間中である場合は、通則第4条(最低利用期間)の定めによるものとします。

## 2-1 各種変更・手続きに関する料金

メニュー	単位	対象プラン	価格 (税込価格)
基本設定変更	1の申込みごとに	全プラン	10,000円 (11,000円)
ビジネス/エンタープライズプラン設定変更	1の申込みごとに	ビジネスプラン/エンタープライズプラン	215,000円 (236,500円)
VPN接続オプション 接続先変更	1の申込みごとに	ライズプラン	72,000円 (79,200円)
VPN接続オプション IPアドレス変更	1の申込みごとに		160,000円 (176,000円)

### 備考

- ・ベーシックプラン（トライアル（10ID））については、上記の各種変更・手続きは行えません。
- ・基本設定変更とは、IPアドレス変更・追加（外部IPを含む）、ファイル保存期間変更、セッションタイムアウト設定変更を行うものです。
- ・IPアドレス変更・追加（外部IPを含む）とは、本サービスへのアクセスを許可するお客様IPアドレスの変更を行うものです。ただし、登録可能なIPアドレスはベーシックプラン、ビジネスプランでは最大10レンジ、エンタープライズプランでは最大200レンジとします。
- ・ファイル保存期間変更とは、翻訳結果ファイルの削除期間を顧客要望に応じて変更を行うものです。対応可能な期間は1日から30日まで（1日単位）となります。
- ・セッションタイムアウト設定変更とは、サービスのセッションタイムアウトに関する設定値の変更を行うものです。設定可能な期間は、15分、24分、480分（8時間）、1440分（24時間）の4つから選択いただけます。
- ・ビジネス/エンタープライズプラン設定変更とは、ビジネスプラン及びエンタープライズプランにおいてvGPU数及びインスタンス割当の変更又は多言語オプション/法務・財務モデルオプションの追加/廃止に相当する手続きを行うものです。ただし最低利用期間中にvGPU数の減少は行えないものとします。
- ・VPN接続オプション接続先変更とは、ビジネスプランもしくはエンタープライズプランの利用中に新たにVPN接続を追加する場合、もしくはVPN接続を廃止インターネット接続にする場合に必要になります。
- ・VPN接続オプションIPアドレスとは、VPN接続用の設備に付与するIPアドレスを変更するものです。変更の場合はアクセスURLが変更になります。



別紙2 当社が本サービスの利用を認める日本国外の国・地域

No.	エリア	国・地域
1	アジア	インド共和国
2		インドネシア共和国
3		ウズベキスタン共和国
4		カザフスタン共和国
5		大韓民国
6		カンボジア王国
7		キルギス共和国
8		シンガポール共和国
9		スリランカ民主社会主義共和国
10		タイ王国
11		台湾
12		タジキスタン共和国
13		中華人民共和国
14		中華人民共和国香港特別行政区（香港）
15		中華人民共和国マカオ特別行政区（マカオ）
16		トルクメニスタン
17		トルコ共和国
18		ネパール連邦民主共和国
19		バングラデシュ人民共和国
20		東ティモール民主共和国
21		フィリピン共和国
22		ブータン王国
23		ブルネイ・ダルサラーム国
24		ベトナム社会主義共和国
25		マレーシア
26		ミャンマー連邦共和国
27		モルディブ共和国
28		モンゴル国
29		ラオス人民民主共和国
30		北米
31	カナダ連邦	
32	中米	アンティグア・バーブーダ

33		エルサルバドル共和国
34		キューバ共和国
35		グアテマラ共和国
36		グレナダ
37		コスタリカ共和国
38		ジャマイカ
39		セントクリストファー・ネイビス
40		セントビンセントおよびグレナディーン諸島
41		セントルシア
42		ドミニカ共和国
43		ドミニカ国
44		トリニダード・トバゴ共和国
45		ニカラグア共和国
46		ハイチ共和国
47		パナマ共和国
48		バハマ国
49		バルバドス
50		ベリーズ
51		ホンジュラス共和国
52		メキシコ合衆国
53	南米	アルゼンチン共和国
54		ウルグアイ東方共和国
55		エクアドル共和国
56		ガイアナ共和国
57		コロンビア共和国
58		スリナム共和国
59		チリ共和国
60		パラグアイ共和国
61		ブラジル連邦共和国
62		ベネズエラ・ボリバル共和国
63		ペルー共和国
64		ボリビア多民族国
65	ヨーロッパ	アイスランド共和国
66		アイルランド共和国
67		アゼルバイジャン共和国

68		アルバニア共和国
69		アルメニア共和国
70		アンドラ公国
71		グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国
72		イタリア共和国
73		ウクライナ
74		エストニア共和国
75		オーストリア共和国
76		オランダ王国
77		キプロス共和国
78		ギリシャ共和国
79		クロアチア共和国
80		コソボ共和国
81		サンマリノ共和国
82		ジブラルタル
83		ジョージア
84		スイス連邦
85		スウェーデン王国
86		スペイン王国
87		スロバキア共和国
88		スロベニア共和国
89		セルビア
90		チェコ共和国
91		デンマーク王国
92		ドイツ連邦共和国
93		ノルウェー王国
94		バチカン市国
95		ハンガリー
96		フィンランド共和国
97		フランス共和国
98		ブルガリア共和国
99		ベラルーシ共和国
100		ベルギー王国
101		ポーランド共和国
102		ボスニア・ヘルツェゴビナ

103		ポルトガル共和国
104		マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
105		マルタ共和国
106		モナコ公国
107		モルドバ共和国
108		モンテネグロ
109		ラトビア共和国
110		リトアニア共和国
111		リヒテンシュタイン公国
112		ルーマニア
113		ルクセンブルク大公国
114	中東	アラブ首長国連邦
115		イエメン共和国
116		オマーン国
117		カタール国
118		クウェート国
119		サウジアラビア王国
120		バーレーン王国
121		ヨルダン・ハシミテ王国
122	オセアニア	オーストラリア連邦
123		キリバス共和国
124		クック諸島
125		サモア独立国
126		ソロモン諸島
127		ツバル
128		トンガ王国
129		ナウル共和国
130		ニウエ
131		ニュージーランド王国
132		バヌアツ共和国
133		パプアニューギニア独立国
134		パラオ共和国
135		フィジー共和国
136		マーシャル諸島共和国
137		ミクロネシア連邦

138	アフリカ	アルジェリア民主人民共和国
139		アンゴラ共和国
140		ウガンダ共和国
141		エスワティニ王国
142		エチオピア連邦民主共和国
143		エリトリア国
144		ガーナ共和国
145		カーボベルデ共和国
146		ガボン共和国
147		カメルーン共和国
148		ガンビア共和国
149		ギニア共和国
150		ギニアビサウ共和国
151		ケニア共和国
152		コートジボワール共和国
153		コモロ連合
154		コンゴ共和国
155		コンゴ民主共和国
156		サントメ・プリンシペ民主共和国
157		ザンビア共和国
158		シエラレオネ共和国
159		ジブチ共和国
160		ジンバブエ共和国
161		スーダン共和国
162		セーシェル共和国
163		赤道ギニア共和国
164		セネガル共和国
165		ソマリア連邦共和国
166		タンザニア連合共和国
167		チャド共和国
168		中央アフリカ共和国
169		チュニジア共和国
170		トーゴ共和国
171		ナイジェリア連邦共和国
172		ナミビア共和国

173		ニジェール共和国
174		ブルキナファソ
175		ブルンジ共和国
176		ベナン共和国
177		ボツワナ共和国
178		マダガスカル共和国
179		マラウイ共和国
180		マリ共和国
181		南アフリカ共和国
182		南スーダン共和国
183		モーリシャス共和国
184		モーリタニア・イスラム共和国
185		モザンビーク共和国
186		モロッコ王国
187		リビア国
188		リベリア共和国
189		ルワンダ共和国
190		レソト王国

### 別紙3 日本国外の情報法等への対応について

#### (総則)

第1条 当社は、本サービスの提供にあたり、取得した個人情報及び契約者が本サービスに送信したデータの取り扱いについては、本規約及び当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に基づき取り扱うものとしませんが、契約者の本サービスの利用が日本国外の情報法等の対象になる場合、本別紙に定める規定が適用されます。

2 契約者は本サービスの利用にあたり、各国の法令等を遵守し、本サービスに送信することが適法なデータのみ本サービスに送信するものとしします。

#### (欧州経済地域の個人情報の取り扱い)

第2条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

2 契約者が欧州経済地域の個人情報を含むデータ（以下「EEA 個人データ」といいます）を当社に送信し、当該 EEA 個人データの処理または再処理を当社が行う場合、別紙4に規定する一般データ保護規則条件が適用されるものとしします。

3 本サービスの利用による EEA 個人データの移転には、別紙5に規定する標準契約条項（処理者）が適用されるものとしします。

## 別紙4 一般データ保護規則条件

本一般データ保護規則条件（以下、「本条件」といいます）において、AI 翻訳プラットフォームサービス（以下、「本サービス」といいます）の提供における契約者および当社の間で行われるデータ処理に関して、両当事者の義務を定めます。なお、本条件は、契約者が個人データの管理者であり、当社が処理者の場合に適用されるものとします。

### 第1章. 定義

本条件において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。なお、AI 翻訳プラットフォームサービス利用規約において定義され、使用されているすべての用語は、別段の定めがない限り、本条件において同様の意味を有します。

「関連会社」とは、ある事業体との関係で、当該事業体に支配されるか、当該事業体を支配するか、当該事業体と共通の支配下にある他の事業体をいいます。

「当社設備」とは、本サービス提供のために当社により所有、リース、または提供される設備をいいます。

「支配」とは、ある事業体の経営及び方針を、議決権又は契約等により、指示する権能をいいます。

「(データ) 管理者」とは、単独でまたは共同して個人データの処理の目的および手段を決定する者をいいます。

「標準契約条項 (処理者)」とは、欧州委員会の Decision C (2010) 593 に基づき欧州委員会が採択した Standard Contractual Clauses (随時更新される。) をいいます。

「契約者データ」とは、当社が提供・管理するソフトウェアまたはシステムにより本サービスの一部として提供する当社の設備上に契約者が保管するデータをいいます。

「データ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessments)」および「データ主体 (Data Subject)」とは、GDPR に定める意味を有します。



「データ保護法」とは、GDPRを含む欧州連合または加盟国の個人情報の保護に関する法令をいいます。

「EEA」とは、欧州経済領域をいいます。

「エンドユーザ」とは、契約者を通じて本サービスを使用するか、契約者に対して提供された本サービスにアクセスする者をいいます。

「GDPR」とは、個人情報の処理とデータの自由な移転に関して個人を保護する目的で2016年4月27日に欧州議会および作業部会により制定された規則（EU）2016/679であり、EUデータ保護指令（95/46/EC）を引き継ぐものをいいます。

「個人データ」とは、名前、職務、肩書、連絡先（email アドレス及び住所を含む。）などの識別子を参照することによって直接的または間接的に特定することができる、識別された、または識別され得る自然人に関する全ての情報をいいます。

「プライバシーシールド」とは、米国商務省および欧州委員会によって制定されたプライバシーシールド原則および補則を含む欧州連合-米国間のプライバシーシールドに関する枠組みをいいます。

「処理」または「処理する」とは、取得、記録、編集、構造化、保存、修正または変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知またはその他周知を可能なものにする、整理または結合、制限、消去または破壊することなど、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データまたは個人データの集合に対して行われるあらゆる作業または一連の作業をいいます。

「(データ) 処理者」とは、管理者のために、個人データを処理する者をいいます。

「セキュリティインシデント」とは、当社が保持する暗号化されていない個人データの不適切または不正な取得を誘発し、個人データのセキュリティまたは機密性を危険にさらす可能性が高いインシデントをいいます。

「再委託先」とは、当社が個人データの処理を委託する、当社の直接支配下でない他の処理者をいいます。

「移転措置」とは、プライバシーシールド、標準契約条項、および欧州委員会によって個人データ保護の十分性認定を受けていない国への個人データの移転を可能にする全ての移転措置をいいます。

## 第2章. 当社が行う個人データの処理に関する条件

### 1. 処理の目的

当社は本条件に基づき個人データを処理する場合、データ保護法を遵守するものします。当社は、本契約に定められた当社設備の利用、ヘルプデスク、メンテナンスサービスの提供を含む本サービスの提供に必要な範囲で契約者が本サービスに送信したデータに含まれる個人データを処理するものとしてします。当社は契約者が提供する個人データの内容を把握しておりません。

### 2. 当社のデータ保護義務

2.1 データ処理者として、当社は以下の義務を遵守します；

2.1.1 契約者からの本サービスの申込に基づいてのみ個人データを処理または移転します。

2.1.2 契約者に要求された場合、データ保護法に定められた契約者自身が負う以下の義務を果たすために十分な支援を行います

(i) 処理のセキュリティを確保するために必要な技術的組織的安全管理措置を行うこと。

(ii) 求められた場合、個人データの違反に関する当局への通知、及び個人データに関係するデータ主体への通知を行うこと。

(iii) データ保護影響評価を行い、当局へ報告すること。

契約者は当社が上記を実施するためにかかる合理的な費用を負担するものとします。

2.2 当社は、従業員または代理人またはその他個人データを処理するものが、機密を遵守し、機密情報に関する適切な法令義務を負うことを保証します。

2.3 本契約における個人データの処理の性質を考慮し、当社は可能な限り適切な技術的組織的安全管理措置により、契約者がデータ保護法における権利を行使するデータ主体の要求にこたえるための支援を行うものとします。契約者は支援にかかる合理的な費用を負担するものとします。

### 3. 当社のデータセキュリティに関する義務

3.1 当社は個人データの処理において、生じうるリスク（偶発的または違法な破壊、毀損、改ざん、転送・保管・処理される個人情報への不正な開示またはアクセス）に見合った適切な技術的組織的対策を実施コストやサービスの本質を考慮した上で実施します。技術的組織的対策には以下の内容を含みます。

3.1.1 必要かつ適切な場合、個人データの仮名化及び暗号化

3.1.2 現行の機密性、完全性、可用性並びに当社設備及び本サービスの復旧を確実にする能力。

3.1.3 物理的又は技術的事故の場合に時宜を得た方法で可用性を復旧し、個人データにアクセスする能力。

3.1.4 取扱いの安全を確実にするため技術的組織的対策の効果を定期的に点検、審査及び評価するプロセス。

3.1.5 その他、データ保護法を順守するために必要な措置。

3.2 当社は個人データに関するセキュリティインシデントを把握した場合すみやかに契約者に通知を行います。

#### 4. 契約終了時の個人データの取扱い

本規約または法令等において定めがない限り、本サービスの終了に伴い、当社が保管する個人データを削除します。

#### 5. 個人データの EEA 域外移転

本章第 5 条および第 6 条 3 項は個人データの EEA 域外への保管・EEA 域外からのアクセスがある場合に適用されます。

本章第 6 条に関わらず、当社は有効な移転措置がある場合は、欧州委員会が保護に関して十分なレベルを保証している旨を決定していない EEA 域外の国へ個人データを移転することができます。他の有効な移転措置が適用されない限り、かかる移転はデータ輸出者である契約者（契約者が処理者となる場合も含みます。）と合意した別紙 5 標準契約条項（処理者）に基づいて行われます。

#### 6. 再委託先の利用

6.1 当社が個人データを取り扱う再委託先を追加することに対し、契約者は合意するとともに、必要に応じてエンドユーザーの合意を取得します。当社はすべての再委託先のリストを維持し、別紙 6 に記載します。当社は新しい再委託先を追加する予定がある場合には、別紙 6 に新しい再委託先を示します。契約者はリストを定期的に確認し、新しい再委託先の追加に関して異議がある場合、適切な期間内（遅くともリストの最終更新日から 30 日以内）に、サービス提供に関わる新しい再委託先が個人データの保護または個人データ保護の要求を遵守する能力に関して、正当な理由がある場合に異議を唱えることができます。異議が合理的な理由に基づく場合は、契約者及び当社は異議に関する解決に向けて誠意をもって協議を行います。

6.2 当社は個人データの処理に関し、個人データを処理する再委託先と書面による契約または EEA の法律に基づいた手段を有していることを保証します。当該契約またはかかる手段は、本条件の第 2 章に定められた処理者に課せられるデータ保護に関する義務と同等の条件を再委託先に課すものとし、再委託先が適切な技術的組織的安全措置を講じることを保証します。

6.3 当社が本サービス及び本規約に基づきストレージ、ヘルプデスク、メンテナンスサービス、またはその他のサービスを提供するために再委託先を利用する場合で、その再委託先が欧州委員会が保護に関して十分なレベルの保証をしている旨を決定していない EEA 域外の地域に位置する場合、契約者（契約者自身または管理者である契約者の関連会社、エンドユーザまたは顧客）は、本章第 5 条に定める標準契約条項（処理者）におけるデータ輸出者である契約者（契約者自身または管理者である契約者の関連会社、エンドユーザ、または顧客）の代理人として、当社が当該委託先と標準契約条項（処理者）を締結することに合意します。

## 7 監査と情報

7.1 契約者は当社及び関連会社、またはそのいずれか一方（または、当社及び関連会社、またはそのいずれか一方が選んだ第三者監査人）に、当社が GDPR 第 28 条に定められた当社の義務を遵守していることを証明するための監査を実施することを委任します。契約者の求めに応じて、当社及び関連会社は、当社が適切と定める範囲で監査を実施します。かかる監査は本章第 3 条に定めた技術的組織的安全措置の検査を含みます。

7.2 契約者は監査に関する全ての費用を負担するものとします。

7.3 当社は、契約者に代わって行った処理について以下の項目を含む記録（書面によるか電磁的方法によるかを問いません）を保持します；

7.3.1 当社と契約者の氏名および連絡先情報、（選任されている場合には）データ保護責任者

7.3.2 （該当する場合には）個人データの第三国への移転情報

### 7.3.3 可能であれば、処理のセキュリティを担保するための技術的組織的安全管理措置の概要

## 8 損害賠償

8.1 契約者は、全てのデータ保護法に準拠し、関連会社及び顧客から、本条件に定める必要な許可及び委任（当社が本章第 6.3 条に定める再委託先と締結する標準契約条項（処理者）に署名することを含みます）に関する権限を受けていることを保証します。

8.2 当社は本章に定める義務を遂行するため合理的な努力をします。当社は契約者が被った損害について以下の場合を除き責任を負わないものとします；

(i) 個人データの処理における当社の故意・重過失による場合

(ii) 契約者の合法的な指示に基づかない、または反する行為によって当社がデータ保護法に違反した場合

(iii) その他法令上、除外することのできない責任

## 第 3 章 一般条項

### 1. 契約者の責任

契約者が本条件またはデータ保護法に違反したことに起因して発生した第三者（データ主体及び監督当局を含みます。）からのクレームに関しては、契約者が責任を負うものとし、当社に対して補償し、当社が損害を被らないよう保護するものとします。

### 2. 期間と契約終了

本条件は本サービス提供期間と同じ期間有効です。

### 3 準拠法

3.1 本条件は日本法に準拠します。

3.2 契約者及び当社は、本条件に関して生じた全ての紛争は専属的な管轄権を有する東京地方裁判所に付すことにします。

別紙 5 標準契約条項（処理者）

標準契約条項(処理者)の日本語訳は、標準契約条項仮訳(JETRO)を参照してください。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/8d894f365ea5c3a7/20170116\\_2010\\_593.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/8d894f365ea5c3a7/20170116_2010_593.pdf)

For the purposes of Article 26(2) of Directive 95/46/EC for the transfer of personal data to processors established in third countries which do not ensure an adequate level of data protection

(between the data exporter as controller and data importer as processor)

each a “party”; together “the parties”,

HAVE AGREED on the following Contractual Clauses (the Clauses) in order to adduce adequate safeguards with respect to the protection of privacy and fundamental rights and freedoms of individuals for the transfer by the data exporter to the data importer of the personal data specified in Appendix 1.

*Clause 1*

**Definitions**

For the purposes of the Clauses:

- (a) *‘personal data’, ‘special categories of data’, ‘process/processing’, ‘controller’, ‘processor’, ‘data subject’ and ‘supervisory authority’* shall have the same meaning as in Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data;
- (b) *‘the data exporter’* means the controller who transfers the personal data;
- (c) *‘the data importer’* means the processor who agrees to receive from the data exporter personal data intended for processing on his behalf after the transfer in accordance with his instructions and the terms of the Clauses and who is not subject to a third country’s system ensuring adequate protection within the meaning of Article 25(1) of Directive 95/46/EC;



(d) *'the subprocessor'* means any processor engaged by the data importer or by any other subprocessor of the data importer who agrees to receive from the data importer or from any other subprocessor of the data importer personal data exclusively intended for processing activities to be carried out on behalf of the data exporter after the transfer in accordance with his instructions, the terms of the Clauses and the terms of the written subcontract;

(e) *'the applicable data protection law'* means the legislation protecting the fundamental rights and freedoms of individuals and, in particular, their right to privacy with respect to the processing of personal data applicable to a data controller in the Member State in which the data exporter is established;

(f) *'technical and organisational security measures'* means those measures aimed at protecting personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing.

## Clause 2

### ***Details of the transfer***

The details of the transfer and in particular the special categories of personal data where applicable are specified in Appendix 1 which forms an integral part of the Clauses.

## Clause 3

### ***Third-party beneficiary clause***

1. The data subject can enforce against the data exporter this Clause, Clause 4(b) to (i), Clause 5(a) to (e), and (g) to (j), Clause 6(1) and (2), Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12 as third-party beneficiary.
2. The data subject can enforce against the data importer this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where the data exporter has factually disappeared or has ceased to exist in law unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity.
3. The data subject can enforce against the subprocessor this Clause, Clause 5(a) to (e) and (g), Clause 6, Clause 7, Clause 8(2), and Clauses 9 to 12, in cases where both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased

to exist in law or have become insolvent, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law as a result of which it takes on the rights and obligations of the data exporter, in which case the data subject can enforce them against such entity. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

4. The parties do not object to a data subject being represented by an association or other body if the data subject so expressly wishes and if permitted by national law.

#### *Clause 4*

#### ***Obligations of the data exporter***

The data exporter agrees and warrants:

- (a) that the processing, including the transfer itself, of the personal data has been and will continue to be carried out in accordance with the relevant provisions of the applicable data protection law (and, where applicable, has been notified to the relevant authorities of the Member State where the data exporter is established) and does not violate the relevant provisions of that State;
- (b) that it has instructed and throughout the duration of the personal data processing services will instruct the data importer to process the personal data transferred only on the data exporter's behalf and in accordance with the applicable data protection law and the Clauses;
- (c) that the data importer will provide sufficient guarantees in respect of the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 to this contract;
- (d) that after assessment of the requirements of the applicable data protection law, the security measures are appropriate to protect personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access, in particular where the processing involves the transmission of data over a network, and against all other unlawful forms of processing, and that these measures ensure a level of security appropriate to the risks presented by the processing and the nature of the data to be protected having regard to the state of the art and the cost of their implementation;
- (e) that it will ensure compliance with the security measures;
- (f) that, if the transfer involves special categories of data, the data subject has been informed or will be informed before, or as soon as possible after, the transfer that its data

could be transmitted to a third country not providing adequate protection within the meaning of Directive 95/46/EC;

(g) to forward any notification received from the data importer or any subprocessor pursuant to Clause 5(b) and Clause 8(3) to the data protection supervisory authority if the data exporter decides to continue the transfer or to lift the suspension;

(h) to make available to the data subjects upon request a copy of the Clauses, with the exception of Appendix 2, and a summary description of the security measures, as well as a copy of any contract for subprocessing services which has to be made in accordance with the Clauses, unless the Clauses or the contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information;

(i) that, in the event of subprocessing, the processing activity is carried out in accordance with Clause 11 by a subprocessor providing at least the same level of protection for the personal data and the rights of data subject as the data importer under the Clauses; and

(j) that it will ensure compliance with Clause 4(a) to (i).

#### *Clause 5*

#### ***Obligations of the data importer***

The data importer agrees and warrants:

(a) to process the personal data only on behalf of the data exporter and in compliance with its instructions and the Clauses; if it cannot provide such compliance for whatever reasons, it agrees to inform promptly the data exporter of its inability to comply, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;

(b) that it has no reason to believe that the legislation applicable to it prevents it from fulfilling the instructions received from the data exporter and its obligations under the contract and that in the event of a change in this legislation which is likely to have a substantial adverse effect on the warranties and obligations provided by the Clauses, it will promptly notify the change to the data exporter as soon as it is aware, in which case the data exporter is entitled to suspend the transfer of data and/or terminate the contract;

(c) that it has implemented the technical and organisational security measures specified in Appendix 2 before processing the personal data transferred;

(d) that it will promptly notify the data exporter about:

- (i) any legally binding request for disclosure of the personal data by a law enforcement authority unless otherwise prohibited, such as a prohibition under criminal law to preserve the confidentiality of a law enforcement investigation,
- (ii) any accidental or unauthorised access, and
- (iii) any request received directly from the data subjects without responding to that request, unless it has been otherwise authorised to do so;
- (e) to deal promptly and properly with all inquiries from the data exporter relating to its processing of the personal data subject to the transfer and to abide by the advice of the supervisory authority with regard to the processing of the data transferred;
- (f) at the request of the data exporter to submit its data processing facilities for audit of the processing activities covered by the Clauses which shall be carried out by the data exporter or an inspection body composed of independent members and in possession of the required professional qualifications bound by a duty of confidentiality, selected by the data exporter, where applicable, in agreement with the supervisory authority;
- (g) to make available to the data subject upon request a copy of the Clauses, or any existing contract for subprocessing, unless the Clauses or contract contain commercial information, in which case it may remove such commercial information, with the exception of Appendix 2 which shall be replaced by a summary description of the security measures in those cases where the data subject is unable to obtain a copy from the data exporter;
- (h) that, in the event of subprocessing, it has previously informed the data exporter and obtained its prior written consent;
- (i) that the processing services by the subprocessor will be carried out in accordance with Clause 11;
- (j) to send promptly a copy of any subprocessor agreement it concludes under the Clauses to the data exporter.

#### *Clause 6*

#### ***Liability***

1. The parties agree that any data subject, who has suffered damage as a result of any breach of the obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 by any party or subprocessor is entitled to receive compensation from the data exporter for the damage suffered.

2. If a data subject is not able to bring a claim for compensation in accordance with paragraph 1 against the data exporter, arising out of a breach by the data importer or his subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11, because the data exporter has factually disappeared or ceased to exist in law or has become insolvent, the data importer agrees that the data subject may issue a claim against the data importer as if it were the data exporter, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity.

The data importer may not rely on a breach by a subprocessor of its obligations in order to avoid its own liabilities.

3. If a data subject is not able to bring a claim against the data exporter or the data importer referred to in paragraphs 1 and 2, arising out of a breach by the subprocessor of any of their obligations referred to in Clause 3 or in Clause 11 because both the data exporter and the data importer have factually disappeared or ceased to exist in law or have become insolvent, the subprocessor agrees that the data subject may issue a claim against the data subprocessor with regard to its own processing operations under the Clauses as if it were the data exporter or the data importer, unless any successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law, in which case the data subject can enforce its rights against such entity. The liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.

#### *Clause 7*

##### ***Mediation and jurisdiction***

1. The data importer agrees that if the data subject invokes against it third-party beneficiary rights and/or claims compensation for damages under the Clauses, the data importer will accept the decision of the data subject:
  - (a) to refer the dispute to mediation, by an independent person or, where applicable, by the supervisory authority;
  - (b) to refer the dispute to the courts in the Member State in which the data exporter is established.

2. The parties agree that the choice made by the data subject will not prejudice its substantive or procedural rights to seek remedies in accordance with other provisions of national or international law.

#### *Clause 8*

#### ***Cooperation with supervisory authorities***

1. The data exporter agrees to deposit a copy of this contract with the supervisory authority if it so requests or if such deposit is required under the applicable data protection law.
2. The parties agree that the supervisory authority has the right to conduct an audit of the data importer, and of any subprocessor, which has the same scope and is subject to the same conditions as would apply to an audit of the data exporter under the applicable data protection law.
3. The data importer shall promptly inform the data exporter about the existence of legislation applicable to it or any subprocessor preventing the conduct of an audit of the data importer, or any subprocessor, pursuant to paragraph 2. In such a case the data exporter shall be entitled to take the measures foreseen in Clause 5 (b).

#### *Clause 9*

#### ***Governing Law***

The Clauses shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely per the overhead agreement).

#### *Clause 10*

#### ***Variation of the contract***

The parties undertake not to vary or modify the Clauses. This does not preclude the parties from adding clauses on business related issues where required as long as they do not contradict the Clause.

#### *Clause 11*

#### ***Subprocessing***

1. The data importer shall not subcontract any of its processing operations performed on behalf of the data exporter under the Clauses without the prior written consent of the data exporter. Where the data importer subcontracts its obligations under the

Clauses, with the consent of the data exporter, it shall do so only by way of a written agreement with the subprocessor which imposes the same obligations on the subprocessor as are imposed on the data importer under the Clauses. Where the subprocessor fails to fulfil its data protection obligations under such written agreement the data importer shall remain fully liable to the data exporter for the performance of the subprocessor's obligations under such agreement.

2. The prior written contract between the data importer and the subprocessor shall also provide for a third-party beneficiary clause as laid down in Clause 3 for cases where the data subject is not able to bring the claim for compensation referred to in paragraph 1 of Clause 6 against the data exporter or the data importer because they have factually disappeared or have ceased to exist in law or have become insolvent and no successor entity has assumed the entire legal obligations of the data exporter or data importer by contract or by operation of law. Such third-party liability of the subprocessor shall be limited to its own processing operations under the Clauses.
3. The provisions relating to data protection aspects for subprocessing of the contract referred to in paragraph 1 shall be governed by the law of the Member State in which the data exporter is established (namely as set out in the overhead agreement).
4. The data exporter shall keep a list of subprocessing agreements concluded under the Clauses and notified by the data importer pursuant to Clause 5 (j), which shall be updated at least once a year. The list shall be available to the data exporter's data protection supervisory authority.

#### *Clause 12*

##### ***Obligation after the termination of personal data processing services***

1. The parties agree that on the termination of the provision of data processing services, the data importer and the subprocessor shall, at the choice of the data exporter, return all the personal data transferred and the copies thereof to the data exporter or shall destroy all the personal data and certify to the data exporter that it has done so, unless legislation imposed upon the data importer prevents it from returning or destroying all or part of the personal data transferred. In that case, the data importer warrants that it will guarantee the confidentiality of the personal data transferred and will not actively process the personal data transferred anymore.

2. The data importer and the subprocessor warrant that upon request of the data exporter and/or of the supervisory authority, it will submit its data processing facilities for an audit of the measures referred to in paragraph 1.

### **Appendix 1**

**データ輸出者:** データ輸出者は AI 翻訳プラットフォームサービス契約者です。データ輸出者はデータ輸入者が提供するサービスにおいてデータを保存します。

**データ輸入者:** データ輸入者は、当社です。データ輸入者はデータ輸出者にサービスを提供する中でデータを保存する機能を提供します。

**データ主体:** データ主体には、データ輸出者の従業員、委託先、協力者および顧客などのエンドユーザが含まれます。データ主体には、データ輸入者が提供する AI 翻訳プラットフォームサービスのユーザに個人情報を伝達または移転することを試みる個人が含まれる場合もあります。

**データの種類:** 契約者が AI 翻訳プラットフォームサービス上にアップロード・保管する全ての EEA 個人データであり、データ主体の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、役職、組織情報等を含みます。

**処理業務と期間:** 本サービスの提供期間中、提供に必要な範囲かつ、本規約に定める通りの処理を行います。

### **Appendix 2**

データ輸入者は、以下を順守する義務を負います。

データ輸入者は、取扱いにより起こるリスク(特に送信、保存又はその他の取扱いがなされた個人データの偶発的又は不正な破棄、紛失、改変、不正開示若しくはアクセスに伴うリスク)に適切な水準のセキュリティを保証するため、以下を含む、適切な技術的及び組織的な措置を講じます。

- (a) 必要かつ適切な場合、個人データに仮名化及び暗号化の利用、
- (b) 必要かつ適切な場合、データ輸入者のシステム及び本サービスの継続的な機密性、完全性、可用性及び復元性を確保するための措置、
- (c) 必要かつ適切な場合、物理的又は技術的なインシデントが発生した場合に、適時に個人データの可用性及び個人データへのアクセスを回復すること
- (d) 必要かつ適切な場合、個人データの取扱処理の安全性を保証するための技術的及び組織的措置の有効性を定期的に試験、診断及び評価するプロセス、



- (e) 適用されるデータ保護法令によりデータ輸入者に義務付けられる他の措置。

別紙 6 委託先一覧

- 株式会社みらい翻訳(東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号)
- NTT コムエンジニアリング株式会社(東京都港区芝浦 1-2-1)